

決議案第1号

ウクライナからのロシア軍の即時撤退と速やかな平和の実現に関する決議

ウクライナをめぐる情勢については、我が国を含む国際社会が緊張の緩和と事態の打開に向けて懸命な外交努力を続けてきたにも関わらず、ロシアは令和4年2月24日にウクライナへの侵攻を開始し、一般市民を含む多数の死傷者が出ている。

自国の平和と安定を望むウクライナの主権と国民の思いは尊重されなければならない。ロシアによる軍事的侵略は、武力行使を禁じる国際法及び国連憲章に違反するとともに、国際社会の秩序を根幹から揺るがす行為であり、「長浜市平和都市宣言」の理念と相容れず、断じて容認できるものではない。

よって本市議会は、ロシアによるウクライナへの攻撃や主権侵害を強く非難するとともに、ウクライナからのロシア軍の即時撤退と速やかな平和の実現を強く求める。

また、日本国政府におかれては、ウクライナの平和を取り戻すために、関係各国及び国際社会との緊密な連携のもと、厳格かつ適切な対応を講じられたい。

以上、決議する。

令和4年3月8日

長浜市議会